

想定される論点

- アドバイス内容の質の担保
 - ・ アドバイスパリシーの透明性と競争上の問題
 - ・ 既存の金融サービス（ターゲットイヤーファンド、アロケーション型ファンド、ロボアドバイザーを利用しないラップ口座等）との関係で付加価値をどう捉えるべきか

- 責任に関する考え方
 - ・ 顧客本位の業務運営に関する原則との関係
 - ・ 金融商品取引法等との関係（適合性原則等）

 - ・ 販売業者の場合と投資一任業者の場合
 - ・ ロボアドバイザーの作成主体が、顧客チャネルとなる事業者と異なる場合

- その他